

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2015-196698(P2015-196698A)  
 【公開日】平成27年11月9日(2015.11.9)  
 【年通号数】公開・登録公報2015-069  
 【出願番号】特願2014-73583(P2014-73583)  
 【国際特許分類】

C 1 0 J	3/54	(2006.01)
C 1 0 K	1/00	(2006.01)
B 0 9 B	3/00	(2006.01)
B 0 3 C	3/16	(2006.01)
B 0 3 C	3/02	(2006.01)
B 0 3 C	3/01	(2006.01)
F 2 3 L	7/00	(2006.01)
F 2 3 J	15/02	(2006.01)
B 0 1 D	47/06	(2006.01)

【F I】

C 1 0 J	3/54	Z A B J
C 1 0 K	1/00	
B 0 9 B	3/00	3 0 2 F
B 0 3 C	3/16	Z
B 0 3 C	3/02	B
B 0 3 C	3/01	D
F 2 3 L	7/00	A
F 2 3 L	7/00	C
F 2 3 J	15/00	C
B 0 1 D	47/06	Z

【手続補正書】  
 【提出日】平成28年12月26日(2016.12.26)

【手続補正1】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0013  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0013】

このガス化処理システムについて、上記の図6に示すシステムと概略同様の構成を有しているが、このシステムでは、ボイラで捕集された粉塵とバグフィルタで捕集された粉塵の少なくとも一方をガス化炉に供給する供給手段を有し、ガス化炉に供給した粉塵にタールを吸着させることにより、改質炉に供給される熱分解ガスのタール濃度を下げることが開示されている。

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0015  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0015】

従来のガス化処理システムにおいて、改質炉において行われるタール、チャー等の含炭

素非ガス成分の $H_2$ 、 $CO$ 等のガスへの改質反応を進行させるために、改質炉内温度は1000～1200の高温に保たれる必要があり、このために、改質炉の入口側に、酸素、空気等の酸化剤を供給することにより、改質炉内において、熱分解ガス、タール、チャーの一部を部分燃焼させることとしている。しかしながら、部分燃焼のために消費される可燃ガス、タール、チャーの割合が高くなると、ガスエンジンに投入可能な改質ガスの割合が低くなることとなり、発電効率の低下につながるおそれがある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

本発明において処理対象となるバイオマス資源(22)としては、例えば、家庭やオフィスからの一般廃棄物、産業廃棄物、汚泥、木質バイオマスなどが挙げられる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

処理対象となるバイオマス資源(22)は、例えば、破砕機(23)により破砕された後にガス化炉(24)に投入されるが、バイオマス資源(22)が当初より破砕を必要としないサイズである場合には、破砕機(23)により破砕を行わずにガス化炉(24)に投入するようにしてもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

乾式集塵機は、改質ガスに含まれているタールやチャー(煤)などをバグフィルタにより除去することも可能である。捕集されたタールやチャー(煤)などは被改質対象として改質炉に供給され再び利用される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

従って、過酸化水素の濃度は、排ガス流量に対して2vol%～20vol%であることが好ましい。さらに好ましくは、タール除去率50%以上を達成可能な700で $H_2O_2$ 濃度10%～20%、もしくは温度800以上で $H_2O_2$ 濃度5%～20%がより望ましい。